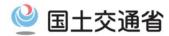
トラック運送業の取引の適正化について



これまでの取組

「トラック運送業における 書面化推進ガイドライン」 【H26.1策定】



⇒<u>契約の書面化</u>を推進し、<u>適正</u> な運賃・料金収受を促進

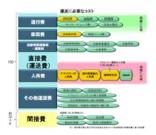
「標準貨物自動車運送約款」 の改正

【H29.11施行】



⇒<u>「待機時間料」等を料金</u> として規定

「トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン」【H30.12策定】



⇒<u>運送に必要なコスト</u>を示し、<u>運送</u> 事業者・荷主の共通理解を醸成

「貨物自動車輸送安全規則」 の改正

【H29.7, R1.6施行】





⇒<u>荷待ち時間や附帯業務を「乗</u> 務記録」の記載対象に

「ホワイト物流」推進運動の展開 【H30.12~】





⇒荷主、一般国民向けに輸送の効率化等を呼びかけ

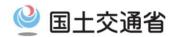
- ●真荷主に対して契約を書面化した者: 約80%
- ●改正後の標準約款に基づき運賃を設定した者: 約83%
- ●約款改正を踏まえ、真荷主との間で取引を見直した者: 約50%
- ●「ホワイト物流」に協力する旨の行動宣言をした荷主等: 924者

今後の取組

- ✓ これまでも運送事業者向けの説明会等の場を活用して上記施策の周知等を実施。
- ✓ 今後、以下のような取組を進めることにより運送事業者・荷主双方に対する施策の浸透を図る。
 - ①運送事業者や荷主等(※)により構成される協議会におけるフォローアップ(年2回)
 - ⇒ **昨年10月に協議会を開催**し、**書面化の浸透状況等に係る調査**を実施。
 - ⇒ **再度協議会を開催**し、調査結果を踏まえた**更なる浸透**を図る。
 - ②経産省、農水省と連携し、荷主を集めた説明会等における周知
 - ⇒ 昨年10月以降全国10ブロックで実施(12月までに全国で開催済)
 - ③経産省、農水省の各局長等の定期的な情報共有・意見交換会の開催

- ※ 中央協議会の構成(抄)
- 全ト協副会長
- · 経団連産業政策本部長
- ・日商産業政策第二部長
- · 連合総合政策局長
- 学識経験者
- ・厚労省・経産省・農水省など 関係局長

トラック運送業の取引の適正化について



浸透策の強化

● 中央及び全都道府県における運送事業者や荷主、関係省庁により構成される協議会の枠組みを活用しながら、荷待ち件数が特に多い品目ごとのセミナーを実施するなど、個別課題にきめ細やかに対応し、取引の適正化に向けた浸透策を強化。

中央

運送事業者や荷主、関係省庁等により構成される「トラック輸送における取引 環境・労働時間改善協議会」(中央協議会※)において、浸透状況に係る調査 の結果(下記参照)を踏まえ、フォローアップ【来年2月頃】

> 協議会の開催前に、農水省、経産省、国交省において、 浸透状況等に係る**局長級の意見交換**を実施 【来年1月~2月頃】

※ 中央協議会の構成(抄)

- 全ト協副会長
- · 経団連産業政策本部長
- · 日商産業政策第二部長
- · 連合総合政策局長
- 学識経験者
- ・経産省・農水省など関係局長

地方

全国10ブロック、47都道府県

- ▶ 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」(各都道府県に設置)で約7,500団体等に周知
- ▶ ※都道府県トラック協会、経済連合会、商工会議所等
- ▶ 取引適正化セミナーの開催(本年10月以降全国10ブロックで実施) (12月13日現在、10ブロックで開催済、約600社が参加。東京会場では御法川国土交通副大臣、新潟会場では佐々木国土交通大臣政務官が挨拶。)
- ▶ 荷主や運送事業者向けの厚労省と連携したセミナーの活用(全国47都道府県で実施)
- 荷待ち件数が特に多い輸送品目(加工食品、紙・パルプ、建設資材)に係る荷主や運送事業者に対するセミナーの開催

運送事業者向けにアンケートを実施、

飲料配送、取引適正化に係る浸透状況等を調査(年内~年明集計予定)

荷主所管省庁をはじめとする関係省庁に対しては、取引の適正化に向けて、 各種セミナーの開催などに当たり、荷主向けの周知等をお願いしたい

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(議員立法)の概要 (平成30年法律第96号



【公布日:平成30年12月14日】

改正の目的

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、令和6年度から時間外労働の限度時間が設定される(=働き方改革法施行)こと等を踏まえ、その<u>担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善</u>する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じる。

改正の概要

1. 規制の適正化

① 欠格期間の延長等

法令に違反した者等の参入の厳格化

- ・欠格期間の延長(2年⇒5年)
- 処分逃れのため自主廃業を行った者の参入制限
- ・<u>密接関係者</u>(親会社等)<u>が許可の取消処分を受けた者</u> の参入制限 等

② 許可の際の基準の明確化

以下について、適切な計画・能力を有する旨を要件 として明確化

- ・安全性確保(車両の点検・整備の確実な実施等)
- ・事業の継続遂行のための計画(十分な広さの車庫等)
- 事業の継続遂行のための経済的基礎(資金) 等

③ 約款の認可基準の明確化

荷待時間、追加的な附帯業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化

- → <u>原則として運賃と料金とを分別して収受</u> =「運賃」:運送の対価 「料金」:運送以外のサービス等
- 2. 事業者が遵守すべき事項の明確化 (計可後、継続的なルール遵守)
- ① 輸送の安全に係る義務の明確化 事業用自動車の定期的な点検・整備の実施 等
- ② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設
 - 車庫の整備・管理
 - ・健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付

3. 荷主対策の深度化

※「荷主」には元請事業者も含まれる。

トラック事業者の努力だけでは働き方改革・法令遵守を進めることは困難 (例:過労運転、過積載等)

- → **荷主の理解・協力**のもとで**働き方改革・法令遵守**を進めることができるよう、以下の改正を実施
- ① 荷主の配慮義務の新設 トラック事業者が法令遵守できるよう、荷主の配慮義務を設ける
- ② 荷主勧告制度(既存)の強化
 - ・制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者を追加
 - ・荷主勧告を行った場合には、当該荷主の公表を行う旨を明記
- ③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

【令和5年度末までの時限措置】

- (1)トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合
 - → ① 国土交通大臣が関係行政機関の長と、当該<u>荷主の情報を共有</u>
 - ② 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、荷主の理解を得るための働きかけ
- (2) 荷主への疑いに相当な理由がある場合
 - → 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、要請
- (3) 要請をしてもなお改善されない場合
 - → 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、勧告+公表

荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合 → 公正取引委員会への通知

4. 標準的な運賃の告示制度の導入

【令和5年度末までの時限措置】

【背景】荷主への交渉力が弱い等

- → 必要なコストに見合った対価を収受しにくい
- → 結果として<u>法令遵守しながらの持続的な</u> 運営ができない

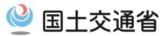


標準的な運賃の告示制度の導入

(労働条件の改善・事業の健全な運営の確保のため) 国土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる

施行日:(1.・2.)令和元年11月1日 (3.)令和元年7月1日

(4.) 令和元年12月14日 (運賃の告示: 令和2年4月24日)



規制の適正化・事業者が遵守すべき事項の明確関係(令和元年11月1日施行)

→改正法を踏まえ、関係省令・通達について所要の改正を実施。

【主な改正事項】

- 1. 欠格事由の対象となる「密接関係者」の範囲を明確化 [省令·通達]
 - 【例】「許可を受けようとする者の議決権の過半数を所有する者」等
- 2. 新規参入の許可時の審査事項を拡充 [通達]
 - 【例】 申請前の行政処分歴を確認する期間を、従来の倍程度に延長する。(例:3ヶ月→6ヶ月等) 等
- 3. 事業計画の変更の際の審査を拡充 [省会・通達]
 - 【例】 増減車の届出のうち、一定規模以上の増車を行う場合等、認可基準に適合しないこととなるおそれがある場合 については、認可の対象とする。 等

荷主対策の深度化関係(令和元年7月1日施行)

- ・制度改正について荷主・運送事業者向けに<u>関係省庁連名で周知。違反原因行為に該当し得る行為を例示</u>。 【例】・荷さばき場において、荷主都合による長時間の荷待時間を恒常的に発生させているような行為(過労運転を招くおそれ) ・異常気象時など、安全な運行の確保が困難な状況で運行を強要するような行為(輸送の安全確保義務違反を招くおそれ)
- ・国交省HPにおいて<u>意見等の募集窓口を設置</u>。荷主の行為について、関係行政機関とも情報共有しつつ、 幅広く収集。今後、収集した情報に基づき、関係行政機関と連携して、荷主への働きかけを実施していく。

違反原因行為を荷主がしている 荷主が違反原因行為をしていること 要請してもなお改善 疑いがあると認められる場合 を疑う相当な理由がある場合 されない場合 されない場合 要 請 勧告・公表

独占禁止法違反の疑いがある場合は公正取引委員会へ通知

荷主への働きかけのフロー

国交省HP:意見等の募集窓口



改正貨物自動車運送事業法に基づく標準的な運賃について(告示:令和2年4月24日)

- ドライバーの労働条件の改善等を図るため、法令を遵守して持続的に事業を運営するための参考となる運賃を示すことが 効果的との趣旨により、「標準的な運賃の告示制度」が創設。
- 標準的な運賃は、<a href="https://www.ncbi.nlm.ncbi.

1. 運賃表の設計方針

〇運賃表の基本

⇒ 貸切(チャーター)を前提として、(1)距離制、(2)時間制の双方の運賃表を策定。また、上限・下限の幅は設けず統一的な運賃を設定。

○車種等の違い

- ⇒ 車格別(2t, 4t, 10t, 20t)について設定。 ・ドライバン型のトラックを基準として算出。※冷凍・冷蔵のバン型車については割増率を設定
- **〇地域差** ⇒ <u>地方運輸局ブロック単位</u>で運賃表を策定。

2. 運賃と料金の考え方

⇒ 料金(待機時間料、高速道路料金、フェリー料金、燃料サーチャージ等)については、<u>運賃表とは別に項目を規定</u>。 ※待機時間料は、30分を超える場合の1時間当たりの標準的な料金を設定(30分以内の待機時間に係る費用は固定費に算入)。

3. 「適正な原価」の考え方

〇元請け・下請けの関係

⇒ 実運送事業にかかる原価等を基準に運賃を算出。

〇減価償却費(車両)

⇒ 法定耐用年数とリース期間・融資期間等の実態を加味し、 5年での償却を前提に算出。

〇人件費

⇒ 全産業平均の時間当たりの単価を基準。

〇間接費(一般管理費等)

⇒トラック運送事業の平均値を使用。

〇借入金利息

⇒ 営業外費用として、適正な原価に算入。

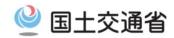
○帰り荷の取扱い

⇒ 実車率50%の前提で算出。

4. 「適正な利潤」の考え方

⇒ 経常利益(営業外収入を除く。)として一定水準確保できるよう、自己資本に対する適正な利潤額を算定。

台風等の異常気象時における輸送の目安の設定



昨今の台風等異常気象時において、トラック運送事業者が輸送の安全を確保することが困難な 状況下で荷主が輸送を強要し、トラックが横転や水没するような事態が生じている。

このような状況を受け、(公社)全日本トラック協会より、異常気象時に輸送の拒絶や中止することが可能となるような基準を策定するよう要請があり、2月28日付けで通達を発出。

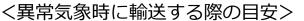
【诵達の概要等】

- ◆ 気象庁が作成する風速や雨量により車両等へ与える影響度合いを示す資料等を基に、気象 状況に応じた輸送可否の判断を行うための目安を提示。
- ◆ 荷主団体に対して、輸送の安全の確保が困難な状況下での輸送依頼を抑制するよう、傘下 会員への周知を依頼。
- ▶ 通達案についてパブリックコメントを実施(令和2年1月6日~同月17日)。

[sting]	異常気象時における措置の目安
別衣	発吊丸象時における指直の日女

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安**	
降雨時	2 0 ~ 3 0 mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を 講じる必要	
	3 0 \sim 5 0 mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じプレーキが効かなくなる (ハイドロプレーニング現象)	輸送を中止することも検討するべき	
	5 0 mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない	
暴風時	1 0 ∼ 1 5 m/s	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風 に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を 講じる必要	
	1 5 \sim 2 0 m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる		
	2 0 ~ 3 0 m/s	通常の速度で運転するのが困難になる	輸送を中止することも検討するべき	
	3 0 m/s以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない	
降雪時	大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき			
視界不良(濃霧・ 風雪等)時	提界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき			
警報発表時	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき			
V #A V # + + 1 1	・野木によい、て - 齢学の少人とかれよ			

[※] 輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送したことが確認された場合には、「貨物自動事運送事業者に対する行政処分等の基準について(平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号)」に基づき行政処分を行う。





く気象庁作成の資料>



参考資料

改正貨物自動車運送事業法〈荷主関連部分〉

荷主の理解・協力を得て、トラックドライバーの働き方改革・ 法令遵守を進められるようにするための改正が行われました

トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しており、我が国の国民生活や産業活動を支える物 流機能が滞ることのないようにするためには、ドライバーの長時間労働の是正等の働き方改革を進め、 コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。

そのためには、荷主や配送先の都合による長時間の荷待ち時間や、ドライバーが労働時間のルールを 遵守できないような運送の依頼等を発生させないことが重要であり、荷主の理解と協力が必要不可欠 です。 ※「荷主」には着荷主や元請事業者も含まれます。

■ 改下事項

令和元年7月1日から施行

①荷主の配慮義務が新設されました

●荷主は、トラック運送事業者が法令を遵守して事業を遂行できるよう、必要な配慮をしなけれ ばならないこととする青務規定が新設されました。

②荷主への勧告制度が拡充されました

- ●荷主勧告制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者が追加されました。
- ●荷主に対して勧告を行った場合には、その旨を公表することが法律に明記されました。

③違反原因行為をしている疑いがある荷主に対して、国土交通大臣が働きかけ 等を行います (令和5年度末までの時限措置)

- ●国土交通大臣は、「違反原因行為」※(トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為) をしている疑いのある荷主に対して、関係省庁と連携して、トラック運送事業者のコンプライア ンス確保には荷主の配慮が重要であることについて理解を求める「働きかけ」を行います。
- ●荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な 理由がある場合等には、「要請」や「勧告・公表」を行います。
- ●トラック運送事業者に対する荷主の行為が独占禁止法違反 の疑いがある場合には、「公正取引委員会に通知」します。





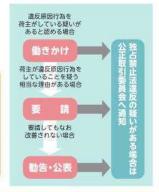
荷主の都合による長時間の 荷待ち時間が哲学的に発生 ⇒過労運転防止義務違反 を招くおそれ



適切な部行では関に合わない 到黄脑脚の指定 ⇒最高速度違反を招く



貨物量を優わずよう掲示 ⇒過積載運行を招くおそれ





国十交诵省

農林水産省



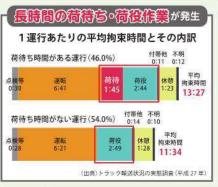


都道府県トラック協会

- ●トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しています。
- ●我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないよう、荷主側の理解 と協力の下で、ドライバーの労働条件の改善等の働き方改革を進める必要があります。
- ●荷主側でも、トラックドライバーの労働環境の現状や労働時間のルールをしっかりと 把握し、トラック運送事業者がコンプライアンスを確保できるよう、必要な配慮をし なければなりません。

トラック運転者はピーク時より減少 道路貨物運送業における 自動車運転従事者数の推移 (千人) 1,000 600 400 到到55年 到到60年 平成2年 平成7年 平成7年 平成17年 平成17年 平成27年







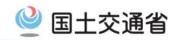
トラック運送事業者はトラックドライバーに以下の学者間のルールを 守らせる必要があり、違反した場合は処分を受けることになります

● 労働時間のルール「改善基準告示」厚生労働大臣が定めた基準です

(出典) 国動調査を基に作品



荷主への働きかけ等のフロー



地方支分部局等からの荷主に関する情報

「法」: 貨物自動車運送事業法

国土交通省

違反原因行為(※)を荷主がしてい る疑いがあると認める場合

関係行政機関

荷主情報を提供・共有 法附則第1条の2第1項・第6項

(※)トラック事業者が法又は法に基づく命令に違反 する原因となるおそれのある行為をいう。

働きかけ

法附則 第1条の2第2項

国土交通省が関係行政機関と協力して 荷主に対し理解を得るための働きかけを実施

荷主への疑いに相当な理由がある場合 荷主への疑いに相当な理由がある場合 (働きかけを行わずに要請を行う場合もあり)

法附則 第1条の2第3項

国土交通省が関係行政機関と協力して 荷主に対し要請を実施

要請してもなお改善されない場合

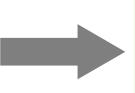
勧告•公表

法附則 第1条の2第4項 •第5項

国土交通省が関係行政機関と協力して 荷主に対し勧告を実施

法附則第1条の2第7項

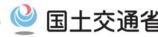
独占禁止法の不公正な取引 方法に該当すると疑うに足り る事実を把握した場合



公正取引委員会

22

法附則第1条の2第2項に基づく荷主に対する働きかけの考え方 堂 国土交通省



「違反原因行為」に該当しうる荷主の行為の例

(例)

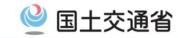
- ▶ 過労運転防止義務違反を招くおそれがある行為として、荷主の荷さばき場において、荷主都合による 長時間の荷待時間を恒常的に発生させているような行為
- ▶ 過積載運行を招くおそれがある行為として、積込み直前に貨物量を増やすように指示するような行為
- ▶ 最高速度違反を招くおそれがある行為として、適切な運行では間に合わない到着時間が指定されるよ うな行為
- ▶ 輸送の安全確保義務違反を招くおそれのある異常気象時など、安全な運行の確保が困難な状況で運 行を強要するような行為

荷主に対する働きかけを実施する場合の考え方

(例)

- ▶ トラック事業者に対する貨物自動車運送適正化事業実施機関による巡回指導や、国土交通省が実施 する監査において、違反原因行為をしている疑いがあると認められる場合
- ▶ 貨物自動車運送事業法本則に基づく荷主勧告制度による協力要請等を受けたことがあり、引き続き違 反原因行為をしている疑いがあると認められる場合
- ▶ 国土交通省や関係行政機関、地方運輸局等の地方支分部局に対し、違反原因行為に関する同様の23 情報等が度々寄せられ、違反原因行為をしている疑いがあると認められる場合

輸送実態把握のための意見等の募集について



- ・国土交通省では、荷主等による長時間の荷待ちや契約に含まれない附帯業務の強要など、トラック運送事業者の皆様がコンプライアンス確保に影響しうる輸送を行わざるを得ない実態を把握し、 今後の施策に活用するための「意見等の募集窓口」を設置いたしました。
- ・本窓口は、コンプライアンス確保に影響しうる輸送に関する意見・事例を収集することを目的としており、本人の同意なく、提供された情報に基づき投稿者、事業者又は荷主に問い合わせを行うことはありませんので、このような内容に関する情報等がございましたら投稿して下さい。

